



諮問第405号
環水大土発第1504213号
平成27年4月21日

中央環境審議会会長
浅野直人 殿

環境大臣
望月義夫



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

N-[1, 1-ジメチル-2-(4-イソプロポキシ-*o*-トリル)-2-オキソエチル]-3-メチルチオフェン-2-カルボキサミド (別名イソフェタミド)

(3*S*, 3*aS*, 4*S*, 4*aS*, 7*S*, 9*aR*, 9*bR*, 12*S*)-7, 12-ジヒドロキシ-3-メチル-6-メチレン-2-オキソペルヒドロ-4*a*, 7-メタノ-9*b*, 3-プロペノアズレノ [1, 2-*b*] フラン-4-カルボン酸
又は (3*S*, 3*aR*, 4*S*, 4*aS*, 6*S*, 8*aR*, 8*bR*, 11*S*)-6, 11-ジヒドロキシ-3-メチル-12-メチレン-2-オキソ-4*a*, 6-エタノ-3, 8*b*, -プロパ-1-エノペルヒドロインデノ [1, 2-*b*] フラン-4-カルボン酸 (別名ジベレリンA₃)、(3*S*, 3*aR*, 4*S*, 4*aR*, 7*R*, 9*aR*, 9*bR*, 12*S*)-7, 12-ジヒドロキシ-3-メチル-6-メチレン-2-オキソペルヒドロ-4*a*, 7-メタノ-3, 9*b*-プロパノアズレノ [1, 2-*b*] フラン-4-カルボン酸 (別名ジベレリンA₁)、(3*S*, 3*aR*, 4*S*, 4*aR*, 7*R*, 9*aR*, 9*bR*, 12*S*)-12-ヒドロキシ-3-メチル-6-メチレン-2-オキソペルヒドロ-4*a*, 7-メタノ-9*b*, 3-プロパノアズレノ [1, 2-*b*] フラン-4-カルボン酸 (別名ジベレリンA₄) 及び (3*S*, 3*aR*, 4*S*, 4*aR*, 7*R*, 9*aR*, 9*bR*, 12*S*)-12-ヒドロキシ-3-メチル-6-メチレン-2-オキソペルヒドロ-4*a*, 7-メタノ-9*b*, 3-プロペノアズレノ [1, 2-*b*] フラン-4-カルボン酸 (別名ジベレリンA₇) の混合物

ジメチル=4, 4'-*o*-フェニレンビス (3-チオアロファネート) (別名チオファネートメチル)

(2*RS*, 3*RS*)-1-(4-クロロフェニル)-4, 4-ジメチル-2-(1*H*-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル) ペンタン-3-オール (別名パクロブトラゾール)

2-エチル-3, 7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメトキシ) フェノキシ]-4-キノリル=メチル=カルボナート (別名フロメトキン)

(別紙2)

メチル=スルファニルイルカルバマートナトリウム塩 (別名アシュラムナトリウム塩又はアシュラム)

エチル= (RS) - 2 - [4 - (6 - クロロキノキサリン - 2 - イルオキシ)フェノキシ] プロピオナート (別名キザロホップエチル)

2, 2, 2 - トリフルオロエチル= (S) - [2 - メチル - 1 - (p - トルオイルアミノメチル) プロピル] カルバマート (別名トルプロカルブ)

メチル= { 2 - クロロ - 4 - フルオロ - 5 - [5, 6, 7, 8 - テトラヒドロ - 3 - オキサ - 1 H, 3 H - [1, 3, 4] チアジアゾロ [3, 4 - a] ピリダジン - 1 - イリデンアミノ] フェニルチオ } アセタート (別名フルチアセツトメチル)

N⁶ - ベンジルアデニン又はN - ベンジル - 1 H - プリン - 6 - アミン (別名ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン)

(RS) - 2 - メトキシ - N - メチル - 2 - [α - (2, 5 - キシリルオキシ) - o - トリル] アセトアミド (別名マンデストロビン)



中環審第841号
平成27年4月21日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成27年4月21日付け諮問第405号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。